

施設使用料等について

令和8年9月1日現在
(単位:円)

1 使用料一覧 ※減免については、3 をご覧ください。

区分		利用期間	第1研修室 (1回あたり)		第2研修室 (1回あたり)		体育館 (1回あたり)		和室	キャンプ場	テント	グラウンド
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	1人1泊	1人1泊	1張1泊	
甲類	県内	4月1日～10月31日	300	410	510	620	510	620	300	100	200	無料
		11月1日～3月31日							500			
	県外	4月1日～10月31日							830			
		11月1日～3月31日							1,030			
乙類	県内	4月1日～10月31日	620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	620	200	410	無料
		11月1日～3月31日							820			
	県外	4月1日～10月31日							830			
		11月1日～3月31日							1,030			

- ※1 キャンプ場は、日帰り利用の場合でも1泊と同額になります。
2 「昼間」とは9:00～17:00、「夜間」とは17:30～22:00を指します。
3 利用期間は、宿泊する日の属する期間で判断します。

2 甲類及び乙類について

- 「甲類」は、営利を目的としない団体であり、且つ、次のいずれかを満たすものを指します。
- ・高校生以下の者(これに準ずると知事が認めた者を含む。以下同じ。)及びその引率者を含む団体
 - ・高校生以下の者及び指導者(高校生以下の者を指導する者をいう。)を含む団体
 - ・指導者(高校生以下の者を指導する者をいう。)の団体
- 「乙類」とは、甲類以外のものを指します。

3 減免について

以下に該当する場合は、使用料の全部または一部を免除することができます。
別に定める「青少年自然の家使用料減免申請書」を提出してください。

① 県が主催または共催する事業に使用するとき	全額
② 県内に所在する学校等(注)が教育活動として使用するとき	全額
③ 県内に在住または県内に所在する学校等(注)に通学する高校生以下の者(これに準ずると所長が認めた者を含む。)が使用するとき	和室又はキャンプ場の使用料の全額
④ 次のいずれかを交付されている者が使用するとき ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・指定難病医療受給者証または登録者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証または登録者証	和室又はキャンプ場の使用料の全額
⑤ その他所長が特別の理由があると認めたとき	所長が相当と認める額

(注) 「学校等」とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又はこれらに準ずると所長が認めた学校等を指します。

4 食事について

希望される場合は、食事申込書を提出してください。
(夕食、朝食及び弁当)

食事代は、提携業者による最終配達時に直接、原則として現金でお支払いください。

(1食あたり 単位:円)				
	夕食	朝食	バック弁当	登山弁当
小学生以下	950	600	650	550
中学生以上	1,000	650		

5 諸経費について

クラフト材料費、キャンプファイヤー薪代等、活動に応じた実費をご負担いただきます。
和室に宿泊される場合、リネン代として宿泊数にかかわらず1名につき200円をいただきます。

6 使用料等の支払いについて

施設使用料及びリネン代等の諸経費は、退所日の8時40分以降に事務室にて現金でお支払いください。
「釣銭なし」、「硬貨は50枚以内」をお願いします。